

京都府丹後地域にお住まいの方へ

京都弁護士会では、宮津市内、京丹後市大宮町内に

丹後法律相談センターを設置し、

2015年12月末まで、与謝野町内に**与謝野臨時相談所**を開設しています。

この相談センターの特徴

- ①1回の相談時間は**40分**で、ゆっくりとご相談いただけます。
- ②相談を担当した弁護士に継続相談をしていただくこともできますし、**直接受任を依頼することもできます**。
- ③相談は有料(5,400円)ですが、**法テラスの指定相談場所**となっており、収入等が一定額以下の方は**無料**でご相談いただくことができます(ただし、同一案件3回まで)。
- ④いずれの相談所も週1回開催しているので、緊急時でもすぐにご相談いただけます。
- ⑤弁護士会が設置する相談センターですので、**安心**してご相談いただけます。

弁護士って

こんなことも相談できるの!?

これって
だまされているの?

この土地は誰の土地?

自転車にひかれて
ケガをした!

となりの犬に
かまれたよ!

親の借金、返さないと
いけないの?

職場でいじめに
あっている...

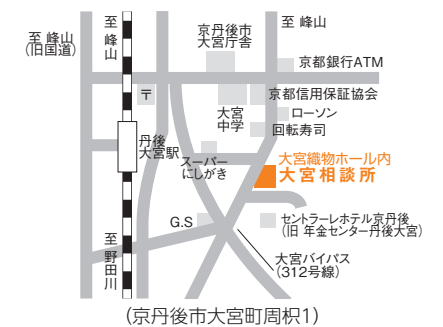
いつも夫に
なぐられる!

事業を
立て直したい...



大宮相談所

相談日:毎週金曜
12:30~15:50



(京丹後市大宮町周知1)

宮津相談所

相談日:毎週水曜
12:00~15:20
(臨時相談所開設中は、第1・3・5水曜)



(宮津市宇鶴賀2164)

与謝野臨時相談所

相談日:2015年12月末までの第2・4水曜
13:20~16:40



(与謝郡与謝野町宇岩滝2271)

大宮相談所では、毎月第1金曜に交通事故無料相談も行っています。与謝野臨時相談所は2015年12月末までの開設となります(相談日については裏面をご参照ください)。

きっとある あなたを支える 法と智慧



京都弁護士会 丹後法律相談センター (法テラス指定相談場所)

予約・受付専用電話

予約優先です。まずお電話ください。

■詳細はWEBでチェック!

京都弁護士会

検索

受付: 月~金曜 午前9時~午後5時(年末年始・休祝日はお休みです)

TEL.0772-68-3080

※「電話相談」は受け付けておりませんので、予めご了承ください。

QRコードで簡単アクセス

QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。
京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。
ぜひブックマークにご登録ください。



2015年7月～2016年3月の相談日は、 下記カレンダーのとおりです。

相談日の前日までに
予約をお願いします。

なお、当日でも空きがあれば
ご相談いただけますので、
お電話にてお問合せください。

いずれの相談所も、収入や資産が一定額以下の方は、法テラスの無料相談がご利用いただけます（法テラス指定相談場所）。
収入や資産の要件については、下記の利用要件をご参照ください。

■大宮相談所 相談日(○の日は交通事故無料相談日) ■宮津相談所 相談日 ■与謝野臨時相談所 相談日

2015年

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	③	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	⑦	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	④	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	②	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	⑥	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	④	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2016年

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	⑧	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	⑤	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	④	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

*11月4日(水)は、与謝野開催となります。 *12月5日(土)は、「北部一斉無料法律相談会」を予定しています。 *色文字の日は、丹後センターはお休みです。

法テラスの無料相談(民事法律扶助)利用要件

法テラスの無料相談を利用する場合は、下記の(1)収入要件、(2)資産要件の両方の要件を満たす必要があります。

詳しくは法テラスのホームページをご参照いただくか、丹後法律相談センターへお問合せください。

		単身者	2人家族	3人家族	4人家族
(1)収入	月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安	182,000円以下	251,000円以下	272,000円以下	299,000円以下
	家賃・住宅ローンを負担している場合の加算限度額(上記月収の目安に加算)	41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

*5人家族以上は、1人増につき30,000円が加算されます。医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

(2)資産	現金・預貯金の合計	180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下
-------	-----------	---------	---------	---------	---------

*5人家族以上は、4人家族と同額です。医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額を控除することができます。